

新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第41号

新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金条例（令和2年静岡県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>以下同じ。）の感染拡大に伴う医療従事者及び各事業者等を支援する事業、県民生活を支援する事業その他新型コロナウイルス感染症に対応する事業に要する経費に充てるため、新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。</u>以下同じ。）の感染拡大に伴う医療従事者及び各事業者等を支援する事業、県民生活を支援する事業その他新型コロナウイルス感染症に対応する事業に要する経費に充てるため、新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。